

独占禁止懇話会第202回会合議事録

1. 日時 平成27年12月1日（火）10：00～11：55
2. 場所 公正取引委員会大会議室
3. 出席者

【会員】伊藤会長，青木会員，天野会員，有田会員，井手会員，稲垣会員，内田会員，及川会員，神田会員，岸井会員，高橋会員，野原会員，比嘉会員，舟田会員，村上会員，和田会員

【公正取引委員会】杉本委員長，小田切委員，幕田委員，山崎委員，山本委員

【公正取引委員会事務局】中島事務総長，山本総括審議官

松尾経済取引局長，原取引部長，山田審査局長

4. 議題 ○ 東アジアにおける競争政策の進展と公正取引委員会の役割について
- 「テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書」について
- 競争政策研究センター（CPRC）の活動状況について

○伊藤会長 それでは、電車の遅延で後から参加される委員がいらっしゃるようですが、定刻となりましたので、第202回の独占禁止懇話会を開会したいと思います。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日の議題の紹介をさせていただきたいと思います。本日の議題は三つございます。1番目は、東アジアにおける競争政策の進展と公正取引委員会の役割につきまして、2番目は「テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書」について、そして3番目は、競争政策研究センター（CPRC）の活動状況についてでございます。

これら三つの議題につきまして、公正取引委員会のほうから御説明をいただき、会員の皆様から御意見を聴取することを予定しております。

本日の議題に入ります前に、事務局から新たに就任されました会員の御紹介をお願いしたいと思います。

○松尾経済取引局長 おはようございます。経済取引局長の松尾でございます。

これまで会員をお願いしておりました全国農業協同組合中央会の谷口肇会員が退任されまして、新たに同じく全国農業協同組合中央会の比嘉政浩様に会員として参加していただくことになりましたので、ここで御紹介させていただきます。

○比嘉会員 比嘉であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、最初の議題に入りたいと思います。東アジアにおける競争政策の進展と公正取引委員会の役割につきまして、諏訪園国際課長から御説明をお願いいたします。

○諏訪園国際課長 おはようございます。官房国際課の諏訪園と申します。よろしく申し上げます。

本日は、東アジアにおける競争政策の進展と公正取引委員会の役割について、簡単に御説明させていただきます。

早速ですが、資料をおめくりいただきますと、最初のところは東アジアにおける競争政策の進展となっております。

一口に東アジアと申しましても、どの範囲を東アジアと呼ぶのかというのは難しいところございまして、大きく言えば北東アジアと呼ばれる日本、中国、韓国、モンゴル、それから東南アジアと呼ばれるASEAN諸国10か国、このあたりを指すのだらうと思いますが、他方、東アジア自由貿易協定と呼ばれます経済包括連携協定の交渉にはモンゴルが参加しておらず、インド、オーストラリア、ニュージーランドが参加しているということで、そういう意味では一律的な定義はなかなか難しいのですけれども、先ほど申し上げました14か国を中心としたところを指すのだらうというふうにお考えいただければよいのではないかと考えております。

この東アジア地域は、御案内のように、いわゆる域内貿易比率が非常に高く、昨年の通商白書を見ますと、およそ50%に達しています。これはNAFTAの40%ですとかASEANの20%を大きく上回っておりますし、欧州連合は60%と高いのですが、このところ低減傾向にあります。その点、東アジアの域内貿易比率は、90年代40%前半だったのが、徐々に高まって、

今は 50%まできております。また、世界全体に占める GDP も約 20 兆ドルと、世界全体の GDP の約 3 割程度を占めております。域内貿易比率も経済成長率も高いという意味で、世界全体を引っ張っている言わば成長センターのようなところであると考えております。

ただし、競争政策について充実させてきたと言えるのは非常に最近になってのことをごさいますして、欧州連合が、御案内のように EC 条約の 85 条、86 条に基づき 1960 年代前半から競争政策を執行していたことや、競争政策に関する規定を設けている NAFTA が 1994 年に発効したことと比べますと、遅れ気味であったというのは事実だろうと思えます。

そうした問題意識もありまして、3 ページ目のところをごさいますけれども、平成 16 年 3 月に第 1 回東アジア競争法・政策カンファレンスを開催しております。これは公正取引委員会の主導、提唱によるものでございまして、非常に好評であったということで、再び公正取引委員会の提唱で東アジア競争政策トップ会合が創設され、平成 17 年 5 月にはインドネシアで第 1 回の会合が開催されました。その後、毎年開かれるようになり、現在に至っているということをごさいます。

その後、こうした会合開催にある問題意識喚起も、一つの契機になったのだらうと思えますが、4 ページ目にごさいますように、ASEAN が共同体、いわゆる AEC を創設するに当たって、平成 27 年末までに全加盟国で競争政策を導入するよう努力することが AEC 創設に向けた工程表に明記されたということをごさいます。その結果もありまして、このアジア地域での競争法導入に向けた取組が加速し、今現在、15 か国まで増えているということをごさいます。

こうして競争法が各国で成立するに至ったというのは、今、申し上げた公正取引委員会の提唱等々というものもあるかと思えますけれども、次のページをおめくりいただきますように、光あるところに影があるではないですけれども、経済成長が急速に発展する中で、いわゆる東アジアを舞台とした様々な国際カルテル事件があったということも事実でございまして、こうした事件なども背景として、競争法の執行というものの重要性が感じられてきたということだらうと思っております。

では、この東アジア競争政策トップ会合は具体的にどのような役割を果たしているかということについて御紹介申し上げますと、次の8ページ目以降に、具体的にその概要を記しております。

9ページ目にございますように、毎年、加盟国のいずれか一つを主催国として開催されておまして、大体、3つか4つのセッションが行われているものでございます。今年は8月にベトナムのホーチミン市で開催されたわけですが、午前中にASEAN諸国等を中心とした国々が最近の進展、将来の展望について発表して、午後には、こうした国々をどうやって支援していくかという技術支援活動、それから更には最後のセッションで、今後、どのようにEATOP会合は、これは略称ですけども、その役割を果たしていけるかということについて話し合われているということでございます。

この会合の主な特徴は三つございまして、一つは、繰り返しになるのですけれども、10ページ目に全加盟国、これは16加盟国あるわけですが、東アジアの諸国はおよそ全部加わっています。

しかも、見ていただきますと真ん中辺りに台湾と中国が加わっておりまして、このように台湾と中国が同じ会合に、組織の中で加わっているというのはなかなか珍しいところございまして、そのためにプログラムでは国名は表示せず、参加当局名の名前を表示する等の配慮をしております。台湾は御案内のように、競争法ができて四半世紀近い歴史がありますので、この会合では、欠くべからざる存在になっているというところでございます。

二つ目の点でございますけれども、参加国は、見ていただきますと、韓国、台湾、日本、オーストラリア等、競争法を施行してから30年近い歴史がある国と、そのほかの国、10年以内の国々と二つに分かれておまして、10年以内の国々は、毎年、その施行状況として今年の進展を発表するわけですけれども、見ていて思いましたのは、お互いにライバル意識というのでしょうか、ピアプレッシャーみたいものがございまして、一定の緊張感が生まれております。

また、10年以内の国だけの集まりではなく、30年近い歴史のある国々も

あったりして、各国の間で一定の緊張感が生まれ、例えば、ある開発途上国に対して、合併の簡易審査手続はまだ導入しないのかという指摘がなされると、その国は、翌年のトップ会合を待たずにさっさと導入したりとか、明確な因果関係があるわけではありませんが、トップ会合を設けていることでの何らかの促進効果があるのではないかなと考えております。

それから3つ目に各国当局の特徴として、全て原則トップに出席していただくということでございます。もちろんそうは言っても、いろいろな都合がありますので、全当局から長官ですとか委員長というわけにはいきませんが、少なくとも毎年、公正取引委員会、それからインドネシア、フィリピン、ベトナム等からは長官、委員長が出席していますし、そうでなくても委員や事務局長等のトップレベルが出席しているというのも特徴の一つでございます。

したがって、何かその場で議論して決定するというような話はないのですけれども、トップ同士で、例えば国際カルテルですとか、国際的な合併事件について、お互いに協力してやっていきましょうよという共通理解がその場で醸成されて、その醸成された共通理解の下に事務方が後で作業していくという構図ができやすくなるという意味では、緩やかな意思決定が形成されているのかなという気がしております。また、先ほど申しましたRCEP、東アジア自由貿易協定の交渉等でも、トップ会合で醸成された共通の理解の下に、議論が進められているなという感じが、交渉官の感触としてはしております。

それから同時に、ページを戻っていただいて恐縮でございますけれども、8ページ目でございます東アジア競争法・政策カンファレンスはほぼ毎年開催しております、こちらは競争当局だけでなく、開催国の政府機関ですとか、法律の実務家、学識経験者にも参加していただきまして、積極的に発表していただいており、その関係国において競争政策の重要性についての理解を深めていただくということを中心にしております。

こうして東アジアトップ会合、それからカンファレンスを開催しまして、共通認識が醸成された結果、何が起きているかということを申し上げますと、一つは、先ほどから申し上げておりますように、各国で競争法が次々

と導入されてきたということがございますし、12 ページ目以降にあります
が、東アジアにおける競争当局間の協力枠組みというものが着実にでき上
がってきたと思っております。

13 ページ目に、我が国が結んでいる東アジアにおける競争当局間の協力
枠組みというのがございますが、その次のページに、平成17年にトップ会
合ができたときに締結していた協力枠組みの線が示されておりますが、こ
のときは、日本とオーストラリアを中心に幾つかできているかなという感
じですけれども、今年のトップ会合の後に、次のページをおめくりいただ
きますと、正にクモの巣のように、日本やオーストラリアに限らず、例え
ばブルネイとシンガポール、マレーシアと台湾、オーストラリアなど、あ
りとあらゆるところが、協力枠組みを設けるようになってきています。そ
ういう意味では、トップ会合で、みんなで共通の理解を醸成していった、
こうした形が結ばれてきているのだろうという感触を受けております。

実は、トップ会合が今年8月に行われた後なのですけれども、その後、
重要な線がもう一本加わりまして、先月、日本の公正取引委員会と中国の
発展改革委員会との間でも協力に関する覚書が締結されたところでござい
ます。

これまで中国と日本の間で、なかなか情報交換も思うようにいかなか
った現実がありますけれども、今後、日本と中国にまたがる国際カルテル事
件などについても、情報交換を密にすることができるようになるというふ
うに考えています。

ただ中国は、御案内のように、この発展改革委員会というのは、カルテ
ルについて規制しているのですが、合併については商務部、それから価格
に関係しない反競争行為は国家工商行政管理総局というところが規制して
おりまして、これらの当局とも覚書を締結する方向で、今、努力している
ところでございます。

それから、我が国の公益財団法人交流協会と台湾の亜東協会との間で、
先週木曜日に競争法の執行に係る取決めを締結しておりまして、この取組
によりまして、各協会を通じて、台湾の公平取引委員会と私どもの公正取
引委員会の間で、情報交換等々ができるようになったというところでござ

います。

こうした協力枠組みの多くでは、個別の事件について、相手方当局にとって関係ある事件についての執行を、相手方当局にも通報するとか、それから情報交換を行うといったことが共通して規定されております。そしてそのほか一部の国との間では、個別の事件について、立入検査の執行を協力したり、調整したり、あるいは、合併を承認する際の条件について調整する、といったことも入っております。

更に特筆すべき点は、この16ページ目にございますけれども、今年4月にオーストラリア競争・消費者委員会との協力に関する取決めに締結したものでございます。いわゆる同じ国際カルテル事件を審査していて、同時に立入検査することが多いのですけれども、オーストラリアの競争・消費者委員会が立入検査したら有効な証拠となるメールが見つかったけれども、日本の公正取引委員会が立入検査したら、そのようなメールは見つからなかったといった場合、普通は、先方の証拠の写しをこちらに送ってもらうことはできないのですけれども、この取決めの下では、先方が入手した電子メールの証拠ですとか、そこで得たメモ類、そういった証拠の写しについても、日本に送付してもらうことができます。あるいは、送付してもらわなくても、例えばお互いにどういった供述を引き出すことができたかということについて情報交換を行うということが出来ます。このように、日本の公正取引委員会の権限だけではなくて、オーストラリアの権限も使って、証拠を集めることができるという意味では、非常に意義深い取決めだろうと考えております。

こうした取決めに様々な国と締結できればいいのですけれども、どんな国というわけにもいかないわけでございます。6ページの真ん中ぐらいいも背景というのが書いてありまして、一番下に、両競争当局とも「情報ゲートウェイ」の規定を有するということが要件になっております。日本の場合、独占禁止法43条の2という規定がございまして、この規定の中でそうしたことが可能であるということが明記されております。

オーストラリアにも同じような条文があるのですが、東アジアのほかの諸国でいいますと、例えば韓国や中国などには、そういった規定がないと

ということで、今後の課題だろうと考えております。

ただ世界的には、例えば米国、EU、カナダ、スイス、ニュージーランドなどは同じような協定をほかの国々と締結しておりますし、またこうした協定を第二世代協定と呼んでおりますが、OECDが昨年9月に採択しました国際協力に関する理事会勧告でも第二世代協定を締結していくようにという勧告をしておりますので、我が国としましても、引き続きその方向で作業してまいりたいと考えているところでございます。

もう一点、これは東アジアの国々だけではありませんけれども、次の17ページ目をおめくりいただきまして、環太平洋パートナーシップ、いわゆるTPP協定というものが大筋合意されております。その後、韓国、インドネシア、フィリピンなどの東アジアの国々も加盟する方向での意向が表明されているとの報道がありますので、これもいわゆる東アジアにおける競争執行体制強化に資するというふうに期待しているものでございます。

御参考までに簡単にその概要を紹介しますと、特徴的な点としては三つございまして、一つは、この主な規定内容として、競争政策章というのが設けられておりまして、この中で手続の公正な実施についての詳細な規定、それから私訴の権利を設けることについて明記されております。こうしたものは、今まで私どもが、日本が締結してきました協定ですとか競争章には入っておりませんでしたので、そういう意味では、非常に画期的なものだろうと考えております。また東アジアでの適正な執行活動というものに資するだろうというふうに考えております。

それからもう一つは、その一番下に枠囲いで書いておりますが、競争政策章の中で、競争法の違反の疑いについて競争当局と事業者との合意により自主的に解決する権限を競争当局に与える旨の規定が含まれております。

日本の独占禁止法にはこうした制度は、今、ございませんので、これをどうするかというのは、この協定の批准に当たって考える必要があるだろうということで、対応策を検討しているところでございます。

それからもう一点、この下の右側に、国有企業及び指定独占企業章というのがございます。これもこれまで私どもが締結した協定には、これだけ詳しいものはありません。規定の内容をみると、競争当局に直接関係があ

るものは少ないのですけれども、7ページに書いてある2つ目の黒丸のところ、指定独占企業の非独占市場における反競争的行為の禁止について規定されております。例えば国の指定にあり独占している事業を有する国有企業が、例えば隣接している市場で新規事業を始めたときに、国が指定している独占力をもって、隣接する市場について反競争的な行為により、貿易ですとか投資における他のTPP加盟国の利益を阻害してはいけませんということを明記しているものでございます。

以上が、これまでに、公正取引委員会ないし我が国が加わっている競争当局間の協力枠組みについての概要でございます。

こうした東アジア競争トップ会合ですとか、協力協定の締結というものは、言わばトップが決めた、あるいは、協定や取決めで決めたものについて、事務局がそれに従っていくというトップダウンの形をとっているわけですけれども、ただ、肝心の事務局の足腰といいますか、実力が伴わないと、こうした枠組みは絵に描いた餅になってしまいます。

その意味で重要なのはやはり事務局に対して、どうやって技術支援をしていくかということでございまして、18ページ目以降、公正取引委員会による技術支援について、簡単に述べております。

例えば19ページ目には、これは東アジアに限らないのですが、世界、これまで58か国、223名の研修生に対して、JICAを通じた、日本における研修を行ってまいりました。それから、一昨年度からはアジア開発銀行研究所との共催により、アジア諸国の競争当局等を対象として、日本における研修を開始しています。また、JICAを通じて、2年から4年の長期プロジェクトで国別の研修を実施しております。

こうした研修は、参加された研修生の実力向上に貢献しているかと思っておりますけれども、これらの研修の講師には、公正取引委員会の係長ですとか補佐クラスも加わっておりまして、こうした職員にとっても、正に、“Teaching is learning twice.”、つまり、教えることは学ぶことという意味合いを持つという点で意義があると考えておりますので、公正取引委員会にとっても大変良い機会になっていると考えています。

以上御説明申し上げました取組を通じて、公正取引委員会としましても、

東アジア競争法の執行の強化に努めているところでございます。

以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それではただいまの説明につきまして、御質問や御意見がございましたら、御自由に発言していただきたいと思います。どうぞ。

○天野会員 今日は、大変、分かりやすい御説明をいただきましてありがとうございます。私からは、ＴＰＰに関連しまして、２点ほど基本的なところをお尋ねしたいと思います。

先日、政府がＴＰＰ政策大綱を発表されましたけれども、その中でも、特に中小企業の海外展開に非常に力を入れていきたいというお考えがかなりにじみ出るものだったと思うのですが、今回、ＴＰＰで競争政策においても、共通のルールが整備されるというのは、中小企業などにとっても非常に安心材料になると考えます。そこでお尋ねしたいのが、ＴＰＰ域内に今後、日本の中小企業等が展開していく上で、競争政策の観点から、特に留意しなければいけないといった点がもしあれば教えていただきたいということが一つです。

あともう一点、御説明にありましたけれども、今後のＴＰＰへの対応策というか、対応案のところ、一部報道にもあるのですけれども、こうした新しい制度を日本でもＴＰＰに合わせて導入していくといった方向なのでしょうか。仮にそういった方向であれば、その新しい制度で何か課題というか、心配されるような点というのがもしあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○諏訪園国際課長 御質問ありがとうございます。

２つ目の点は、事務局の別の者から御説明するかもしれませんが、とりあえず国際課として承知している範囲内で御説明申し上げます。

最初の中小企業として懸念すべき点ということでございますが、公正取引委員会から見ましても、中小企業を含めまして日本の企業は、日本国内での独占禁止法の遵守に、様々な努力を重ねていただいているというふうに認識しておりますが、その日本と同様のルールが東南アジア諸国、それから今回、ＴＰＰに参加した各国においても、同じような適正な手続の下

で、実行されていくだろうということで、正に公正かつ自由な競争が様々な国で広がっていくことが期待されます。そういう意味では、中小企業にとっても商売がしやすくなるだろうと期待しております。

それから、日本の企業が商売を展開していく上で、ともすればやはり発展途上国においては、いわゆる国有企業、それから国が指定した独占企業、こうしたところが何か不意に事業の邪魔をしてきたりとか、何か後で妨害してきたりといったことを伝え聞くことがありますけれども、今後は、そういったところについては、TPPの規定で、きちんと規制されていくだろうということが期待されますので、そういった意味でも、中小企業にとって、今後、更に事業を拡大しやすくなるのではないかと思います。ただ、実際に事業を展開していったら、なかなかうまくいかないということがあるかもしれません。そうした場合、国有企業章では、いわゆる紛争解決のための手続が設けてあります。これは加盟国間の紛争を解決するためのパネルを設けて、そこで紛争解決のための審議をする手続もございます。いずれにしましても、何か問題があれば関係する省庁等に御相談いただいて、様々な形で事業展開がしやすくなるようにということ、私どもとしても期待している次第でございます。

それから2つ目の、今回新しく入れる制度について何か課題があるのかどうかということについては、競争政策章の中では、競争法違反の疑いについて競争当局が調べている最中に、事業者のほうから是正したいという申出を行い、そこで合意によって解決するという仕組みを設けなければならないとされています。今まで公正取引委員会が下す決定は全て排除措置命令、ないしは課徴金納付命令ということで、処分の命令のみだったのですけれども、TPPでは、事業者との間で合意により解決する権利を私ども公正取引委員会に与える必要があるということでございます。

これは今、独占禁止法の現行制度にそういった規定がないものですから、それをどうするかというのは、具体的に担当部局で検討しているところでございます。また、それが固まりますと、その課題となるべきところもあるかもしれませんし、またこの場を通じて御説明することもあるかと思っております。

○松尾経済取引局長 経済取引局長の松尾でございます。

今、御質問のありました新しい制度ということで、この資料に書いてございますように、違反の疑いについて競争当局と事業者の合意により自主的に解決する権限を競争当局に与えるというようなことが、このTPP協定によって義務付けられたわけでございます。

今も説明がありましたけれども、現行は、違反行為についてはその疑いについて審査を行い、きちんと違反行為を認定し、それから排除措置命令や課徴金納付命令を課していくという処理をしておるわけございまして、TPP協定にございますような合意により自主的に解決するスキームというのは、現行の独占禁止法の中にはないわけでございます。

したがいまして、この協定を遵守する上で、どのような制度的な対応が必要かということで、今現在、検討しているわけでございますが、大体のイメージといたしまして、公正取引委員会が審査を始めまして、違反の疑いがあるというようなことが認められた場合に、その被疑事実の概要などにつきまして、被疑事業者のほうに通知を行いまして、これに対しまして被疑事業者のほうから自主的な競争回復措置というものの申し出があれば、そしてそれが公取として適当であると認めるときには、これを認定した上で、被疑事業者が自ら申し出た措置を実施する限りにおいては、排除措置命令や課徴金納付命令といった行政処分は行わないといったようなイメージで、現在、検討を行っているところでございますが、いずれにしましても現状、まだきちんとした結論が出ておりませんので、現在、引き続き、検討を進めているということでございます。

○伊藤会長 ほかにどなたか質問はございますか。

○村上会員 私は全体の動きは全く問題ないと思っておりますので、この5ページに絞って質問させてもらいたいと思います。

詳しい説明を省略されていましたが、確かにこれが東アジアを舞台とした主な事件で、題名を覚えてもらおうとおり、全部カルテル事件の内容になります。カルテルと言うと、純粋に国内のカルテルである事件と、外国での行為に自国競争法を適用する、いわゆる域外適用という2つの類型があるわけですが、国別に中国とかシンガポール、オーストラリア、

韓国と見ていくと、ほとんどが域外適用された事例であって、その国の当行為に対して域外適用した事例ということのように感じました。それによるしいかどうかというのが、まず一つ質問の内容になります。

○諏訪園国際課長 ありがとうございます。

個別には、何をもって域外適用と言うのか、これはまた定義によって異なります。各国の規定の内容や、解釈の仕方によって域外適用に当たると言えるかどうか違って来るかと思いますが、また、その国の当局者でないので責任を持った答えはできませんが、基本的に例えば中国、韓国等の事件を見ておきますと、やはり韓国の事件でも、韓国の市場において売られていた、ないしは韓国のベアリング市場において韓国企業にその価格で売っていたというように、カルテルがその国で行われたかどうか自体は、韓国の市場の販売の有無により判断されているというふうに思います。

中国も同じでございまして、中国でつくられた自動車の、中国の自動車のために自動車部品が売られたものについてカルテルが行われた場合に違反とされているのであり、海外でつくられて、海外で売られてという事件はあまり例をみないというふうに記憶しています。ただし個別には、また子細に見ていく必要はあるかというふうには思っております。

○村上会員 それで次が希望になりまして、一つは、日本でも独占禁止法の域外適用の基本的なルールをどうするかという点についてお尋ねします。ブラウン管国際カルテル事件が今、東京高裁で争われていますので、これで基本的には東京高裁、あるいは最高裁に行って日本の独占禁止法の域外適用の基本ルールが決まることになると思います。その関係で、各国の、具体的な域外適用の基本的ルールがどうなっているかというところを、どこかの時点で一度詳しく紹介して教えてもらえないかというのが一つです。もう一つが、大事なのは、これだけ各国が国際カルテルに対して域外適用をやり出して、それが当たり前になると、制裁金とか措置の内容の各国競争当局間での調整というのが、非常に大きな問題になってきます。これは別に東アジアだけではなく、全世界の競争法の執行の話だと思えますけれども、長期的には、各国の競争当局間で、行政上の措置とか制裁金額について調整していくメカニズムを作らざるを得ないのかなという気がしているので、

その辺の情報を、そのうち一度まとめて詳しく教えてもらえませんかというのが、次の希望事項になります。

○諏訪園国際課長 また、機会を改めまして、調べた上で、御報告することもあるかどうかと思います。

○伊藤会長 ほかに質問があれば、どうぞ。

○稲垣会員 公正取引委員会が主導して、このような東アジアのカンファレンスを行い、主導的な役割を果たされているというのは大変いいことだと思いますし、これからも是非続けていていただきたいと思います。質問と要望なんですけれども、カルテルとかそういった執行ではなくて、むしろ、企業結合が行われる場合、最近のM&Aというのは、クロスボーダーでいろいろな国に影響する案件が多くて、そのような場合に企業結合の審査基準などついてこういったカンファレンスで議論されて、統一していこうというような動きがあるのでしょうか。また、TPPとか経済連携協定とかができると、市場の定義そのものが若干変わってくるのではないかと思いますけれども、そういった点で、どういうふうにしていくべきかということを議論されているのでしょうか、というのが1つ目の質問です。

2つ目の質問は、同じようなことですが、実務では、企業結合審査は、複数の国に出さなければいけないというのが現実の問題になっていると思いますが、その場合に、国によりましては、全く関係ないと思われるような国においても、形式的に届出を出さないとはいけません。企業のほうは、コンプライアンス重視ですから、全く関係ないと思われるような場合でも届出を出さなければいけない義務がある場合には、出す例が多いと思うのですけれども、そのような届出を出す要件とか審査の基準についても、カンファレンスのような場で議論されているのでしょうか、というのが質問です。

○諏訪園国際課長 ご質問ありがとうございます。

正に企業結合審査の在り方や届出についての問題は、待ったなしでございまして、企業が国際進出していくのに、やはり避けて通れない話でございまして。そこは私どもも様々な要望を頂戴しておりますので、東アジアトップ会合ですとか、更に、ICN、国際競争ネットワークという全世界の

百三十数か国の加盟国が加わる会議、この年次総会は毎年1回ございますが、そのほかに企業結合についてのワークショップというのがございます。こうした場で、企業結合の審査の在り方などについて取り上げておりますが、正に今おっしゃられたように、国ごとに届出要件や審査基準が違うとなると、企業にとっては非常に不便なこともございます。

そこで、ベストプラクティスという、別にこれは法的拘束力があるというわけではないですけれども、競争を制限する可能性が極めて低い企業結合の届出や審査はどうあるべきかという、最大公約数的なものを集約してまとめております。これに各国従わなければならないというわけではございませんが、私どもとしまして、この東アジアトップ会合の場ですとか、それから更に技術支援の場を通じて、ICNのベストプラクティスについて、あるいは、実際に日本の公正取引委員会としてはどのような形で審査を行っているかについて説明しております。また、届出の要件の基準が低かったりすると、結局のところ、その国にとっても膨大な数の届出がきてしまって、かえって困りますと、本当に規制すべき合併が規制できないで、見逃してしまうおそれもありますよというようなことを、私ども技術支援の場で繰り返し申し上げているところでございます。もちろんそれで十分足りていないところもあるかもしれませんので、また皆様の御意見も伺いながら、技術支援や、こういったカンファレンスを通じて、企業結合についての国際的な統合的に向けて、私どもも力を注いでいきたいと考えているところでございます。

○稲垣会員 是非強く活動していただけるとありがたいです。ルールが明確になれば、きちんとルールにのっとって行うということだけだと思いますので、是非よろしくをお願いします。

○伊藤会長 ほかに質問はございますか。

○有田会員 非常に単純な質問ですが、17ページの一番下、主な規定内容の競争政策章、消費者保護というところがあります。その消費者保護の視点というのは、競争を阻害しないで、消費者保護をどのように規定しているのか、具体的に教えていただければと思います。

○諏訪園国際課長 ご質問ありがとうございます。

消費者保護の規定について、競争政策の章の中で16.6条という独立した条を設けておりました、この中で様々なことを規定しております。最初に、締約国は、自由貿易地域において、効率的かつ競争的な市場を創設し、及び消費者の福祉を向上させる上で、消費者の保護に関する政策及びその執行の重要性を認めるということの規定した上でこの章の中では、どういった行為が詐欺的または欺瞞的な商業活動なのかということについて規定しております。例えば許可なく消費者の金融口座に請求をしたりとか引き落とししたりとか、それから重要な事実についての表示を誤ったものにするですとか、こういった行為を例示した上で、各国締約国は消費者の保護についての法律または規制等をきちんと制定して維持することを各国の義務にしております。

その上で、各国ごとに規制しているだけでは不十分ですので、各国間で協力や調整を行うことが望ましいということの規定しています。やはり競争政策と消費者政策というのは、車の両輪のようなところがございまして、同じように、協力しながら規制をきちんとやっていきたいと思います。

○伊藤会長 よろしいですか。ほかにどなたか質問はございますか。

それではもしよろしければ、次の議題に行きたいと思います。

続きまして「テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書」につきまして、鎌田企業取引課長から御説明をお願いしたいと思います。

○鎌田企業取引課長 企業取引課長の鎌田でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、報告書の内容について御説明いたしますが、お手元にはパワーポイントの資料と、それから報告書の白表紙、本体をお配りしております。

内容につきましては、パワーポイント資料を使って説明いたしますが、その前に、この調査を実施した趣旨にも関係しますけれども、まずテレビ番組市場の市場規模ですとか、市場の状況について、簡単に説明をさせていただきたいと思います。

恐縮ですが、お手元の白表紙を御用意いただきまして、これの表紙を含めて3枚めくっていただきますと、実態調査報告書の概要というのがござ

います。この概要の4ページを御覧いただきますと、下のほうに、我が国の平成24年のコンテンツ市場規模ということで、円グラフがございます。

この円グラフで説明したいと思いますが、中心から外に向かっていきますと、平成24年のコンテンツの市場規模は全体で11兆2400億円でございます。その外側、右側になりますが、紫色の格子がありますが、映像系ソフトが5兆5000億円、このうちのテレビ番組の関係でいいますと、赤で囲ってありますけれども、地上テレビ番組が2兆7500億円、それから衛星ケーブルテレビ放送が8800億円ということで、テレビに関する市場規模でいいますと、合計すると3兆6500億円余りとなります。

これはコンテンツ市場全体の約3分の1、それから映像系ソフト全体の3分の2を占めるということで、10年前、20年前に比べますと、シェアは落ちてきている感じはありますけれども、依然として有力なコンテンツであろうということが言えるかと思えます。

それからこの資料には書いていませんけれども、地上テレビ番組に関しての市場規模のここ数年の推移を見ますと、平成20年のリーマンショックあたりを境に大きな変化がございます。リーマンショック前というのは大体3兆円程度の市場規模がございましたが、リーマンショックを境にして、それだけではないと思うのですが、インターネットの成長とか、いろいろな要因があるかと思えますが、現在では2兆7000億から2兆8000億円ということで、規模が1割程度小さくなっているというような状況がございます。

テレビ番組につきまして、市場規模といえますと、通常、放送利用収入、広告収入や受信料などをもって規模を計算しておるようではございますけれども、そういった市場規模が縮小すると、当然ながら、番組制作の予算の削減にもつながります。それが、更には制作会社のほうにしわ寄せがいくといったことも言われておりまして、そういった状況を踏まえまして、この調査を実施したという状況でございます。

では続きまして、パワーポイント資料のほうを御覧いただきまして、報告書の内容について、簡単ですが御説明してまいります。

まず1ページ目でございますが、下のほうに、図を2組用意しております

す。これは、今回の調査の対象の取引についてでございます。

1つ目が左のほうの図になりますが、テレビ局が直接、制作会社に番組の制作を委託するという取引でございます。もう一つが、右側のほうでございますが、こちらは、大手のテレビ局が中心になりますけれども、まずは自分の系列の制作会社に委託し、その制作会社が系列外の制作会社に再委託するという取引がございます。今回は、この2つの取引を対象にして、書面調査と、それから補足的にヒアリング調査を実施してまとめたものでございます。

書面調査の概要につきましては、1ページの上のほうの表になりますけれども、委託者側としてはテレビ局とそれから系列の制作会社、本日はこれら二つ合わせてテレビ局と言わせていただきますが、これら576名を対象として、それから受託者側でございます制作会社につきましては、800名を対象に調査票を発送しております。

回答者数、回答率は右のとおりですけれども、その中で実際に番組制作の取引をしているという回答を寄せたものにつきましては、テレビ局が283名、それから制作会社が109名ということで、この283名、109名からの回答をベースに、報告書全体を取りまとめております。

2ページ以降が、調査結果の概要でございます。

初めにテレビ局、それから制作会社の概要ということで、4点ほどまとめております。まず1つ目は資本金でございます。今回の調査で回答のあったテレビ局につきましては、その9割弱が、資本金が5000万円を超えるような事業者でございます。一方で、制作会社のほうにつきましては、9割超が5000万円以下の事業者でございます。これは下請法との関係で若干補足しますと、テレビ番組につきましては、下請法上では情報成果物という整理になりますが、情報成果物の場合には、5000万円を境にしまして、親事業者、下請事業者というくくりになりますけれども、今回の調査結果から申しますと、回答のあったテレビ局と制作会社につきましては、その多くが下請法の適用対象となり得る事業者であるということが言えると思います。

2つ目が、年間の売上高でございます。テレビ局につきましては、8割

強が10億円を超える売上高の事業所でございますが、制作会社につきましては、7割強が5億円以下というような規模でございました。

3つ目が、テレビ番組の制作会社から見まして、どれぐらいの数のテレビ局と取引しているかということについて聞いておりますが、制作会社から見て取引をしているテレビ局が3名以下というのが42%、更に取引をしているテレビ局は1名のみというところも15.9%というような状況でございました。

最後は、取引依存度でございますが、こちらは、制作会社が取引している最も取引金額の大きいテレビ局に対する依存度ということで見ておりますが、そのメインの取引先であるテレビ局に対して30%を超える依存度になっているというところが45.4%、更にそのメインであるテレビ局1社に対する依存度が50%を超えるというところも、3割近くに上っているということでございます。

以上、総合的に見ますと制作会社につきましては、テレビ局に比べて事業規模が小さく、特定のテレビ局との取引に依存しているという傾向が見られるということが言えると思います。

次に3ページ以降でございますが、取引の状況について記載しております。

最初が取引条件の内容ということで、取引条件として事前にどのようなことを定めているかということ、テレビ局のほうに聞いたものでございますが、基本的な条件であります発注の内容ですとか支払金額、それから代金の支払期日、こういったものにつきましては、それぞれにつきまして、ほとんどのテレビ局があらかじめ定めておりました。中でも発注内容であるとか金額につきましては、ほぼ100%のテレビ局が定めていたという状況でございます。

それからテレビ番組につきまして、若干特徴的な問題として、著作権の話がございますけれども、著作権につきましては、7割強のテレビ局が著作権の譲渡の範囲ですとか、あるいは使用する許諾の範囲とか、そういった大枠については定めていたようでございますが、一歩進みまして、譲渡の対価を幾らにするかですとか、あるいは番組をDVD化するですとか、

再放送するですとか、そういった二次利用に関して窓口業務をどうする、あるいは二次利用に伴う収益配分をどうするかということにつきまして、定めていたというテレビ局につきましては、2割から3割ということで、譲渡・許諾の範囲等に比べると、かなり低い割合になっていたというような状況でございます。

次が支払制度でございますが、こちらにつきましては、ほとんどのテレビ局が、月末で締めて翌月末に払うといった形で、締め切り日から支払い日までを1か月以内で設定しておりました。

またその締め切り基準につきましては、多数のテレビ局につきましては、番組の納品日ですとか、あるいは人材派遣であれば派遣日ですとか、いわゆる業務が終了した時点というところを基準にしているようでございますが、こちらもテレビ局に特有な状況でございますが、放送日を基準にするといった回答も、一定数、見受けられたところでございます。

4ページ目にまいりまして、書面の交付状況について、今、申し上げたような取引条件をきちんと書面にして交付していますかということに対しましては、84%のテレビ局が書面を交付しているという回答でございます。

(4)でございますが、優越的地位の濫用規制上、問題となり得る行為を受けたテレビ番組制作会社の状況でございますが、こちらにつきましては5ページのほうを御覧いただきまして、こちらの表は、そういった問題となり得る行為が、どの程度、行われたかということにつきまして、制作会社側からの回答をベースに取りまとめたものでございます。

比較的割合が高いものについて申し上げますと、表の一番上の採算確保が困難な取引(買ったたき)が22名で20.2%、やり直しが13名で11.9%、下のほうにまいりまして、下から3行目辺りですが、著作権の無償譲渡等に関するものが14名で12.8%、二次利用に伴う収益の不配分等が11名10.1%、そのほかにも発注内容の変更ですとか、発注内容以外の作業といったものが多くなっております。

一番下のほうに43名ということですが、これは1つの制作会社が複数の問題行為を受けるということもございまして、そういった重複を排除して、純粹に実数として制作会社の数を集計したものが43名ござい

まして、調査表に回答して、テレビ番組制作の取引があると回答した 109 名のうち 43 名ですので、約 4 割がここにありません問題となり得る行為を一つ以上受けていたというような状況でございます。

ただ、情報成果物という点で申しますと、通常の物の製作のように設計図がきちんとあって、そのとおりにつくればある意味、誰が見ても完成したことがはっきり分かる、そういうものに比べますと、番組は、完成品に対する評価というものが、委託者側の主観によるところもかなり多いので、この数字を額面どおり、そのまま受け取っていかどうかというところは、若干問題があるかと思いますが、集計の結果としては、こういうものだというところでございます。

それから 6 ページにまいります、今の制作会社 43 名に対しまして、この問題となり得る行為を行っていたテレビ局の延べ数としては 97 ということでございまして、この 97 名の中でこういった業態が多いかということを集計したものが下の表でございまして、地上系の放送事業者が 86 名ということで最も多くなっておりました。

次に(6)でございますが、こちらは問題となり得る行為の状況と、制作会社の資本金との相関を見たものでございまして、表にございまして、表の左側、資本金が小さくなるほど、そういった行為を受けた割合が高くなっているという状況でございます。

それから右の(7)でございますが、こちらは取引依存度との相関を見たものでございまして、こちらにつきましては、依存度が大きくなるほど、すなわち表の右のほうに行くほど、割合が高くなっているという状況にございます。

最後に、7 ページから 8 ページにかけまして、公正取引委員会の対応をまとめております。まず 8 ページのほうには具体的な対応状況を書いておられますけれども、1 の(1)及び(2)でございますが、テレビ局を対象とした講習会であったり、あるいは事業者団体に対しまして、取引の公正化へ向けた取組の要請をしたり、あるいは研修会等への講師派遣といった対応をしております。

講習会につきましては、9 月から 10 月にかけて、全国 9 か所におき

まして、テレビ局で 250 社、それから参加者のほうはコンプライアンスの担当ですとか、あるいは制作の担当ですとか、合計で 600 名の方々に出席いただきまして、講習会を開催してまいりました。

その講習会におきましては、7 ページの真ん中の丸にもございますけれども、「買ったたき」ですとか「やり直し」ですとか、そういった一般的な問題行為に加えて、テレビ番組の制作に関しましては、著作権の取扱いに関する行為も比較的高い割合で見られたということを説明しております。

それから、やはり取引の開始時に条件を明確に決めていないということが、その背景にございますので、そういった点で、事前に十分な協議をしてなるべく条件をはっきりさせた上で取引するよというようお願いと、それから制作会社のほうからは、なかなか他社がやっていない中で、自分だけが著作権に関して交渉を求めるとか、そういったこれまで余り交渉の土台に乗ってこなかったものについて、言い出すのがなかなか難しいというような声もございましたので、その点につきましては、委託者でありますテレビ局のほうから、そういった著作権に関します交渉の土俵というものをつくっていただくような努力をしてほしい、といったことをお願いしてきたところでございます。

以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それではただいまの御説明につきまして、御質問あるいは御意見などございましたら、御自由に発言いただきたいと思います。

どうぞ、お願いします。

○野原会員 興味深い調査だと思います。丁寧な調査をありがとうございました。

著作権に関する取引条件について、著作権の譲渡対価、二次利用の窓口業務、二次利用の収益配分については、あらかじめ定めていた割合が低くなっていたということでしたけれども、3 ページの取引条件の内容で、著作権の譲渡対価は 33%等のパーセンテージが出ていますが、この比率の母数は、回答したテレビ局の全数を 100%としたときの数字でしょうか。

テレビ番組を再放送やDVDパッケージ販売、あるいはネットで提供す

る等、最初の番組放送後にもマルチユースが活発に行われることは、コンテンツ業界全体が活性化するために、非常に重要ですが、その契約内容がはっきりしていないために、なかなかマルチユースが進まないという実態をよく表していて、興味深く拝見しました。

○鎌田企業取引課長 ここにつきましては、テレビ局からの回答をベースに集計しておりますので、283が母数になります。

○野原会員 テレビ局からの有効回答が283名ということになっておりますが、そのうちの33.5%に、こうしたことがあったというふうに読めばよろしいのでしょうか。

○鎌田企業取引課長 はい、そういうことです。

○野原会員 この数字も重要ですが、後段でもコメントいただいていますように、テレビ番組制作会社側から見たときにどれくらいの比率になるかを合わせて把握し、両者が対等な関係で、あらかじめ条件を契約できるようにすることが重要だと思います。両サイドから見ていくというか、テレビ局サイドに偏りはないか、制作会社によって、テレビ局1社だけにぶら下がっているところは立場が弱くて、適切な契約ができていないことがないかなど、踏み込んだ実態の把握が必要だと思います。それによって、その後のマルチユースが進んでいくように、是非いろいろ今後も活動していただきたいと思います。

○高橋会員 テレビ番組のコンテンツ制作をめぐる問題というのは、昔からずっと指摘されてきたわけですが、なかなか改善されてきていないのが実情だと思います。今回のアンケート調査やヒアリングで、実態がある程度明らかになったということは、御尽力を評価したいと思います。

質問ですが、1ページにあります。まずこの調査についてです。調査対象事業者が3社とあるのですが、この中で、テレビ番組制作会社のところは回答率が35%で、ほかのテレビ局とか局系列の制作会社と比べると、半分以下ということになっております。この結果をどのように分析されておられるのかをお伺いしたいと思います。

恐らく、回答のない制作会社というのは、続くデータに出てくるような資本金規模とか年間売上高より、更に零細なところではないでしょうか。

IT業界、コンテンツ業界というのは多重下請構造が存在するので、そういうことではないかなと思うのですけれども、その辺も含めてお答えいただきたいというのが1点目でございます。

2点目は、今後の対応をまとめていただいているのですけれども、まず対応の1(1)、8ページ目で、テレビ局等を対象とする講習会を実施し、とあり、公正取引委員会の今年の上半期の取組を拝見しても、2回、テレビ局に対してやっているということです。ここの「等」に制作会社が入っているのかどうか分からないのですが、下請法の場合には、加害の社だけではなくて、被害を受けるほうにもきちんと法律を知ってもらうということは、重要だと思うのです。この辺がどうなっているのかというのが質問の2点目でございます。

3点目は、1(2)で、自主的な取組を要請するとなっているのですけれども、この自主的な取組はどこに対して要請するのか教えていただきたいと思います。

総務省のほうでは、平成14年から16年に、この放送コンテンツの制作に関する適正化の会議が行われ、ガイドラインも出ているわけですが、その後、ちゃんと自主的な取組が行われたのか。公正取引委員会から見て、この10年、指導とか勧告の状況を御覧になって、改善が見られるのかどうかの観点からお伺いしたいと思います。

○鎌田企業取引課長 まず制作会社の回答の関係でございますけれども、回答率だけで見ますと、通常、優越的地位の濫用関係の調査におきましては、優越側が6割、7割、それから劣位側のほうが3割程度で、大体同じような数字が出るのですけれども、今回の制作会社に関しましては実際の電話等で、公取に回答して、もし何か情報が漏れて、ばれると困る、そういうことを言う事業者もおりますので、そういう点も背景にあるかと思えます。それから、実際、今回、テレビ局との直の取引、あるいはテレビ局の系列会社である制作会社との取引に限定して調査対象としましたので、逆にテレビ番組制作会社、一番右にあるところから更に下請として取引しているところについては、対象に含めなかったということが回答者数が少なかったことの要因だろうとは考えております。

それから今後の対応の関係で、講習会でございますが、対象として、通常、ホームページに載せて、広報的な形で講習会の参加者を募るのですが、今回に関しましては、かなり対象もはっきりしているということで、事業者団体のほうに協力をお願いしまして、その代わり、なるべく全てのテレビ局に、少なくとも番組を積極的につくっているところは全て出してもらうようにということで、事業者団体である協会をお願いしまして、基本的にはテレビ局を対象に実施いたしました。一方で、制作会社を対象とした講習会につきましては、実は、2年ほど前から業種別講習会という形で、2月、3月あたりに開催してきております。今回につきましても、こういう報告書を出しましたので、また来年前半に、そういった講習会を実施したいと思っておりますので、その中にまた含めまして、今度は、制作会社のほうにも声をかけるような形でやっていきたいというふうに考えております。

それから自主的な取組ということにつきましては、具体的に何かこうしてくださいということではないのですが、この報告書ができた直後に、テレビ局のほうの関係の事業者団体の方にお越しいただきまして、報告書の内容ですとか、あるいは著作権に関してはこういう問題があるということをお伝えして、総務省の取組との関係もございませぬけれども、そういったことも踏まえて、取引の公正化という点で、契約書を見直す必要があるのであれば、そういうこともやりながら、取組をしていってほしいといったことをお願いしたという状況でございます。

○高橋会員 あと1点、最後にお伺いしました指導とか、勧告とかの状況を教えてください。

○鎌田企業取引課長 独占禁止法に基づく法的措置はございませんが、下請法の対象に関しましては、書面とかそういった軽微なものが多いのですが、年間30件から40件程度の指導をしている状況でございます。

○伊藤会長 ほかに質問があれば、どうぞ。

○舟田会員 平成15年に下請法改正で、情報成果物が入ったということで、直後は、各テレビ局もこれは大変だ、取り組まなければならないということで、いろいろな活動が始まったと思います。総務省も、あるいは民放連もガイド

ラインとかを出しました。

しかし、各テレビ局は多分、この四、五年は、こうした取り組みを全くやっていないと思います。リーマンショック以降、毎年、売上げが減っているということがあるのかもしれませんが、私は、この問題は非常に深刻だと思っております。今回、こうやって調査をまとめていただいたことは、大変意義があることで、これを契機にまた調査、審査をやりたいと思います。ただ、はっきり申しまして、今回の実態調査報告書で御指摘のことは十数年前から言われてきたことがほとんどなので、新たに分かったことがあるのか少々疑問です。

よろしければ皆さん御覧いただきたいのですが、この白表紙の6ページに主な取引形態というのがあって、後で御説明いただきたいと思いますが、従来、情報成果物は完パケが頭にあったわけですが、その後、完パケは大変だということで、ばらして一部だけ委託する、一部完パケ、あるいは制作協力、あるいは人材派遣、ということで、ある1時間ドラマをきちんとした番組制作会社に委託するのではなくて、ちょこちょこ、バラエティの3分の枠をつくってねと、例えばそういう形になります。あるいは、それさえもしないで、一本釣りで行くと、例えばあの子を3日間貸してよねとかいう形で、そういう意味では、番組プロダクションが人材派遣会社に成り下がるというようなことが言われていたのですけれども、その後、私は実はもう情報が全く入ってこないのです。今どうなっているのかも分からないので、よろしければ、最近、どういう状況なのかお聞かせいただきたいというのが一つです。

それから、これだけ平成15年以降、毎年、いろいろな指導がなされてきているわけですが、下請法でいいますと、勧告がないのです。あるいは独占禁止法上の排除措置命令がないのです。これだけたくさんの違反行為があるのですから、もちろん事件にしにくいことは重々承知してはいますが、きちんとした法の適用というものをやらないと、業界としては、放っておこうということになりがちなので、その辺、きちんとした法の適用はやはり難しいものであろうかということを、改めてお聞かせ願えればと思います。

○鎌田企業取引課長 まず完パケですとか制作協力とか、取引形態の話でございますが、数字的なものは出ていないのですけれども、ヒアリングしている中では、やはりそういった番組制作そのものを委託するという取引から、制作協力であったりあるいは人材派遣といったところに、何となく重心と申しますか、そういったものが移ってきているという状況があるということは、制作会社のほうからの話としては、聞いております。

それから勧告であったり、排除措置命令ということですが、ここは、正に事実関係としてどこまで把握できるかということですが、今回の調査に関係しましては、実態調査ということで、違反事件そのものを見つけてどうかするというのを直接目的にしているわけではありませんけれども、制作会社の側からは、今回、これを機に、こういった情報を出すので、参考にしてほしいといったこともございましたので、そういった事業者、制作会社側から希望があったり、あるいは了解をもらった情報につきましては、審査当局とも共有して、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○伊藤会長 ほかに質問があれば、どうぞ。

○及川会員 コンテンツ産業を考えると、問題なのは、個人事業者が関わる人が多いということだと思います。つまり、下請の下請、テレビ番組制作者の下に入る脚本家だとか、アニメーターとか、アニメーションをつくる方とか、あるいはアニメーションの声優だとか、いろいろな個人事業者がいます。

そういった人たちの賃上げとか、生産性向上を考えると、こういったサービス業についてのコンテンツ、その下請の下請というところまでの実態を是非、今度、調査をしていただきたいと思っています。

○鎌田企業取引課長 声優さんとの取引が、下請法の対象になるかどうかという問題はまた別にあるのですけれども、今、毎年やっています下請法の書面調査は大体25万通ぐらい発送していますけれども、その中では制作会社同士の下請の取引も対象になっていますので、そういったところで調査をして、把握して、問題があれば、指導していくといったことはやっていきたいと思っております。

○伊藤会長 ほかにどなたか質問等はございますか。よろしいですか。

それでは続きまして、次の議題3、競争政策研究センター（CPRC）の活動状況につきまして、木尾経済調査室長から説明をお願いしたいと思います。

○木尾経済調査室長 競争政策研究センター、通称CPRCと呼んでございますけれども、活動状況について御報告申し上げます。

資料につきまして御説明させていただきます。

まずおめくりいただきまして、この私ども競争政策研究センター（CPRC）とは何なのかということでございますが、基本的には、独占禁止法の法律の執行であるとか政策企画・立案についての理論的・実証的な基礎を強化するという目的のために、平成15年に設置されまして、今、大体12年ちょっとを迎えたという状況でございます。

1ページ目の下に書かせていただいておりますけれども、現在、構成としては一橋大学の岡田所長を筆頭にして、基本的に経済学及び競争法に関する研究者の方々から構成しております。

2ページでCPRCの活動内容でございますけれども、大体、大きく分けると3点ほどございまして、1つ目が新しい先端的な競争政策上の課題について研究・調査を行うということ、2つ目が、そもそも研究なり調査なりのネタを外部から集めてきましょう、現場から集めてきましょうということ、3点目は、研究機関ということで、国際的な研究機関間の交流を深めるということが挙げられます。

具体的に御説明させていただきます。

まず共同研究、研究活動でございます。CPRCの一つの特徴として、公正取引委員会の職員及び経済学者、法学者、競争法の法学者、これらを「三者協働」と申しておりますけれども、協働で議論を行い、研究を進めるということを一つの特徴としてございます。

最近、公表された共同研究の報告書として、平成26年度に行ったものとして3件ほど公表させていただいております。

例えば、オンラインオフラインのサービス需要の代替性という、やや難しい言葉遣いをしているところでございますけれども、すごく簡単な言葉

で言い換えさせていただきますと、電子市場が発達している中で、例えば電子書籍がどんどん売れば、逆に、伝統的な紙書籍の市場が縮小していくのですか、という意味での代替性が出ているのか、出ていないのかといったことについて調査をしたものが1件目です。あるいは非ハードコアカルテルの違法性についてどのように考えていくのか、諸外国のEUなり米国なりの考え方をベースにして、日本はどう考えていくかということの研究したものが2件目です。そして、ジェネリックの医薬品の参入が市場に与える影響について検証したということが3件目でございます。

平成26年度以外の年度についての具体的な研究報告書については、別紙1に添付させていただいております。大体、各年度とも3件とか4件ぐらいのテーマについて研究を進めておまして、担当の연구원の方々も、基本的には経済学、法学の学者さんプラス、公取委の職員が共同作業として、分担して執筆しているという構造になってございます。

以上が研究活動で、ジェネリック医薬品に関する共同研究については後ほど具体的に御説明させていただきますけれども、とりあえず先に進めさせていただきますまして、おめくりいただきまして3ページ目でございます。

研究活動以外にいろいろと世の中からネタを集めてきております。新しい政策課題を集めるということで、いろいろな活動をやっているわけでございますけれども、例えば、4ページ目のCPRCセミナーということで、外部の方々から、公取の職員向けに講演会を開催したり、あるいはBBLという形で外部の方々から昼食時間帯を利用して、一種の講演をしていただいております。

あるいは一般の方も参加できるものとして、5ページ目に書いてございますけれども、公開セミナーを開催するなど、いろいろな取組をやっております。

具体的には職員向けのセミナーであるCPRCセミナーについて申し上げますと、つい直近ですと10月23日には、経済産業省に9月に設置された電力取引監視等委員会の委員長から御講演をいただいたり、BBLについては、米国の独占禁止法の適用についての最近の動向であるとか、電子書籍市場の現状、今、どういうことが問題になっているのかといった課題

について御講演をいただくというような取組をやっているところでございます。

公開セミナーについては、5ページ目に書かせていただいておりますとおり、平成26年の10月には中国における独占禁止法の運用について、また今後は、12月に欧州の企業結合の関係について、欧州の第一人者である弁護士から御講演をいただくといった取組を進めているところでございます。

最後に、CPRCの活動内容の3つ目の柱として、研究機関における国際的な交流拠点としての機能を果たすということでございまして、例年、日本経済新聞社との共催で、国際シンポジウムをやってございます。

今年の場合については、昨年度でございますけれども、今年3月に「急増する特許権とイノベーション～競争政策の役割～」ということで、国際シンポジウムを開催したところでございます。

来年6月には、垂直的な制限の話について、米国及びEUから第一線の学者を招待して、同様に国際シンポジウムを開催する予定になってございます。

具体例として、研究の事例について御紹介させていただきます。

別紙2の参考という紙がお手元にありますので、御参照いただければと思います。

参考のほうで、まず御説明させていただきますと、御案内のとおりでございますけれども、ジェネリックの医薬品のシェアを日本政府として引き続き上昇させていこうという方向になっているわけでございますけれども、そのジェネリック医薬品のシェアが、日本よりも現時点においてはるかに高い欧米では何が起きているのかということについて、調査研究をしたということでございまして、この下の図に書かせていただいておりますけれども、欧米で起きている、特に米国なんかで非常に起きているケースでございますけれども、リバースペイメントの流れを①から③まで書いてございます。

①の矢印で、ジェネリック医薬品メーカーがジェネリック医薬品の製造販売を開始したことが示されています。大体、先発医薬品の主要な特許が

切れたと思われるような時点において、ジェネリック医薬品の製造販売が開始されるわけでございますけれども、それに対して先発医薬品メーカーが対抗措置を行う流れを示しているものが②でございます。先発医薬品の特許が侵害されましたと、こういう医薬品関係の特許というのは、なかなか複雑な構造になってございまして、例えば1件とか2件とかというものでなくて、物によりますけれども、10件、20件、30件、いろいろな特許が複雑に絡み合っているという部分もございまして、主要な特許の権利期間が満了したとしても、それ以外の特許に抵触する可能性もあるわけでございます。そういうことを、一種の奇貨として、特許侵害訴訟を提起する、それが②でございます。

その後、③として、訴訟が提起されて、実際に民事裁判が始まるわけでございますけれども、その裁判の過程で、実は、和解が行われます。和解の条件として、これはなかなか日本法でも和解の条件というものは、基本的には公表されることがないわけでございますけれども、米国でも同様に、ジェネリック医薬品メーカーがジェネリック医薬品を販売しない、その代わりに参入しない見返りとして、多額の金銭の支払が先発医薬品メーカーから行われるといった事例があります。

違法判断がされているかどうかにかかわらず、実際にこの支払を確認されている事例で申し上げますと、米国で200件近く、EUでも100件近く、こういう事例が発生しているということになってございます。

こういう諸外国の状況を踏まえまして、別紙2のほうに戻っていただきますと、日本ではこういうことが起こり得る可能性があるのかどうか、起こるとすれば、公正取引委員会としてどういうことに注視していくべきなのかということについて、研究したということでございます。

その上で1ページ目でございますけれども、ジェネリック医薬品をめぐる我が国の状況について調査しました。これは御案内のとおり、欧米諸国と比べると、日本のジェネリック医薬品のシェアというのは、相当低いですということを確認しているということでございます。

それで2ページ目でございますけれども、欧米と比較した場合の制度面の話として、大きく特徴的な制度がありますということで2点挙げてござ

います。

1つ目は、薬価ということでございまして、米国であればジェネリック医薬品が登場すると、先発医薬品とともに一気に価格が下がるという傾向になっているわけでございますけれども、日本はいわゆる薬価制度があるということで、欧米のように消費者向けの市場において、直接的にジェネリックと先発品が競争するという構造にはなっていないということが、1つ目の特徴的な制度として挙げてございます。

2つ目でございますけれども、いわゆるパテントリンケージ・事前調整とあって、やや難しい専門用語で書かせていただいておりますけれども、基本的には、欧米では、ジェネリック医薬品について特許侵害があり、先発医薬品メーカーの特許を侵害しているというような問題が仮にあれば、基本的には、欧米では国が関与せずに、直接的に民事裁判で解決されるということになっているわけでございますけれども、日本では、基本的な制度設計としては、ジェネリック医薬品の安定供給という観点も踏まえまして、国のほうで特許上の問題があるかないかということを読み取って確認するというシステムがとられているという点が違います、ということを書かせていただいております。

さらに、制度面以外で現状の市場構造についても検討・分析をしているわけでございますけれども、こちらについては、先ほど申し上げたことと若干重なりますけれども、日本の現時点においては、ジェネリック医薬品の市場と、先発医薬品の市場とでは、基本的には違う市場になっています。そういう意味でいうと、ジェネリック医薬品が参入したからといって、先発医薬品の値段が一気に下がるという構造には基本的になっておらず、ジェネリック医薬品同士で価格競争をしているという構造になっています。

ただし、経済分析の結果を踏まえると、ジェネリック医薬品のシェアがもう少し、ある一定のレベルを超えた場合には、今、申し上げましたとおりジェネリック医薬品の市場と先発医薬品の市場が、今は基本的には別々になっているけれども、かなり統合された形態に近づいていくのではないかと示唆されていますということを分析させていただいております。

その上で、先ほど申し上げました欧米の状況があるので、細部は、やや割愛させていただいてございますけれども、3ページ目として、我が国への示唆として、今後、日本のジェネリック医薬品のシェアがますます高まっていくという状況の中では、欧米同様に日本でもこのリバースペイメントと申し上げてございますけれども、先発医薬品メーカーからジェネリックメーカーに対する金銭の支払、一種のカルテル的なものということが起こる可能性があるということで、公正取引委員会に対して必要なモニタリングを行い、独占禁止法の積極的な適用が図られるように検討する必要がありますという形で、研究をまとめているということでございます。

例えばこういった形の研究を、今後、27年度、28年度以降も進めていきたいということでございます。

私のほうからは以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それではただいまの説明について、御意見あるいは御質問等ございましたら、いただきたいと思っております。

○有田会員 こういう研究を通じて、公正取引委員会が、その後に起こる予測をして対応するということになると思うのですが、今まで数年行われてきた研究の中で、その研究の分析結果が、予測通りの結果になった事例と、分析結果を行なった結果と対応策など実際に使われた事例はあるのでしょうか。

○木尾経済調査室長 別紙1のほうに、過去3年分の研究成果を書かせていただいております。なかなか難しいところがございますけれども、例えば、2ページ目に書かせていただいているようなEUのリニエンシー制度の研究であるとか、3ページ目のEU国家補助規制の考え方の我が国への応用についてといった、こういうテーマについては、この時点において公取の実務にも、ある程度反映されたり、参照されていると理解してございます。

ただ、一方でなかなか実際の実務に、全てが現時点において活かされているということには、必ずしもなっていないのが現実でございますので、テーマの選定の仕方であるとか、議論の進め方等々について、更に工夫を図っていくということが必要なのかなと思っております。

○有田会員 調査研究が無駄だとは思っていないので、それはいいのですけれども、先ほどＴＰＰの説明で消費者保護というような説明がありました。ジェネリック医薬品の関係においても、今後、ＴＰＰ関連で起こる場合の消費者保護や、競争など、そういうことも含めて分析されているのでしょうか。今は日本国内だけのジェネリックの関係の分析だけだと思われませんが、つまり今後の国際的な動きをどどのように考えるのでしょうか。

○木尾経済調査室長 今回は基本的には経済学的、競争法的な、学術的な観点から研究してございまして、そこについては、今後また同様のテーマを研究するときに、今、御指摘いただいたように、より視野を広げて研究活動をしていきたいと思っております。

○伊藤会長 ほかに質問があれば、どうぞ。

○青木会員 大変勉強になる報告をどうもありがとうございました。いつも大変質の高い研究をやっているなと感じております。法律学者と経済学者と一緒に研究をやる機会は、日本ではなかなかないので、非常に貴重だと思って期待しております。

国際的な競争力の話が、今、出てきましたが、海外で例えばヨーロッパとか米国では法廷の場で、結構、経済学者や法学者が出てきて、こういう種類のデータとか研究実績を引用して議論すると思います。最初のトピックの中で先ほど、実務家のASEANでの協力の話が出てきましたが、こういうアジアの研究センター同士の協力はあるのでしょうか。

○木尾経済調査室長 現時点では、ASEAN諸国では、少なくともこういう同様の研究組織があるということについては、余り承知していないところでございますけれども、もしそういう話があれば、基本的には積極的に進めていくということかなと思っております。

○青木会員 よろしく願いいたします。

それから消費者余剰にどれだけ影響があるかというのは、非常に重要だという御指摘が、今ありましたが、このオンライン、オフラインサービスの需要の代替性というので、日本は特に米国に比べると、電子書籍や何か普及していないと思うのですが、この市場の日本の特殊性、それからそれによって消費者が損しているかどうかとか、そういう分析はされている

のですか。

○木尾経済調査室長 日本の消費者余剰、あるいは日本の消費者が損しているかどうかというところまで、分析がまだ追いついていないところもございますけれども、一方で御指摘のとおり、日本の電子書籍の市場というのは相当特殊ということは、多分事実だと思ってございます。

そもそも米国だけではなくて、中国であるとか、韓国についても基本的に電子書籍の市場というのは、紙市場と基本的には代替的な関係に立っている。要は、電子書籍が増えれば紙が減るという関係に立っている一方で、日本では、そこは基本的な関係がまだよく分からないということでございまして、今この現時点では、電子書籍市場がすごく発達したとしても、紙は基本的に余り関係ないという構造になってございます。

なぜそうなっているのかということについて、多少の分析はやってございまして、一つは、電子書籍の規格が、種々様々なものが日本では乱立しているとか、あるいはやや間接的なものかもしれませんけれども、著作者の方、作家の方々が、電子書籍にすることについて、一種の模倣品、海賊版が出てくるようなことも含めて、かなり抵抗感が心理的に強いとか、何点かの特殊要因は分析させていただいているところでございます。

○伊藤会長 ほかに質問等はございませんか。

○井手会員 事務局に聞くことではないのかもしれませんが、日本ではジェネリック医薬品のシェアが非常に低くて、欧米と市場構造が違うので、参考に指摘したようなことが言えるのだと思います。日本の場合、なぜジェネリック医薬品がなかなかシェアを拡大できないかといった分析というのがまず最初にあってしかるべきではないかなという印象をもちました。

それからこれは要望ですけれども、CPRCのいろいろな共同研究があり、また、いろいろ学会等でも発表されています。そこで、多くの共同研究者がいらっしやって、誰が書いたのかよく分からないので、貢献度といましようか、論文として評価するときには多少なりとも研究者の貢献度や関与度が分かるような形で報告書を書いていただければ、大変ありがたいと感じました。

○木尾経済調査室長 まずジェネリックのシェアが日本ではなぜ低いのかというところ

ろについては、大変恐縮ですが、今回はそこについて余り分析をしていないのが現実でございまして、今後、今、進行中のものも含めて、新しい研究テーマを進めていく際には、より視野を広げて、研究活動をしていきたいと思っております。

2つ目の研究者の方々の貢献度をもう少し明示できないのかという話については、まず御指摘のとおりでございまして、今、現時点では結構、多数の方の共同執筆作業になってございまして、誰が中心的なメンバーなのか、あるいはすごく骨を折っていただいた研究者の方々が、なかなか外から見えないというところはございますので、例えば執筆者の数をもう少し減らすとか、分担作業のやり方をもう少し工夫できないかということについて、今、内部的にも検討を進めている状況でございまして。全く御指摘のとおりだと思っております。

○伊藤会長 ほかにどなたか御発言はありますでしょうか。

○稲垣会員 1点だけ、意見なんですけれども、ジェネリックの件が例として出ていますけれども、私自身は論文全体を拝見していないのでよく分からないのですが、論文の中でいろいろな分析をされていると思うのですが、最終的なコメントが、公正取引委員会はモニタリングを強化すべきであるという極めて抽象的な、インパクトのないまとめ方になっていると思います。

ですから、そこまで分析されたのであれば、いろいろ賛否両論あると思いますが、一つの意見を持たれて、社会に発信するのではないと、なかなか世間から振り返ってもらえないのではないかと危惧します。議論を喚起する上でも、ある意見を社会に提示していくことが大事ではないかと思いません。これは私の感想です。

○木尾経済調査室長 ありがとうございます。受け止めさせていただきます、検討させていただきます。

○伊藤会長 ほかにどなたか意見等がありますか。

○小田切委員 委員の小田切でございます。

私は、委員になる前に、CPRCの所長をしておりましたものですから、現在もCPRCの言わばサポーターのつもりでおりまして、そういう観点から話をさせていただきたいと思っております。

今、幾つかいろいろな形での御意見、コメント、御質問をいただきまして、ありがとうございました。

ジェネリックの問題につきましては、まず最初にジェネリックの比率が日本は低いということについても研究すべきではないかというようなお話をいただきましたけれども、これはこの共同研究の担当者の意見というよりも、私の意見ですが、CPRCとして研究テーマを取り上げるときには、基本的に独占禁止法の運用や競争政策の観点から問題となるのはどういうことかを考えております。

そういう意味では、ジェネリックの比率が日本のほうが低いというのは、薬価制度、その他の健康保険制度、そういう制度的な問題が非常に大きいと私は理解いたしております、競争政策上、特に問題があるというふうに理解しておりません。

それに比べまして、今回の共同研究でいろいろ検討していただきましたリバースペイメント、あるいはペイ・フォー・ディレイという問題については、競争政策上の問題として非常に大きく、実際に欧米等々でも取り上げているわけですので、それについての研究調査をしていただいたということでございます。

それから、この競争政策研究センター、CPRCというのは、国際的な観点から申しますと、かなりユニークな存在だと私は理解しております。というのは、海外、特に米国及びEUにおきましては、それぞれ経済分析の局あるいは部・課、そういうところがございます。FTCの中のEconomic Bureauとか、米国の司法省の反トラスト局の中にもそういう部局があり、EUの中にもあります。それぞれ大ざっぱに言って、30、40名、あるいは50名ぐらいの博士号を持つ経済学者がいて、フルタイムで彼らは実際の案件に即して分析しているというやり方をいたしております。

それに比べまして、日本の場合には、そういう実際の案件に関わるような審査であるとか企業結合とかですけれども、そういうことに関わる経済分析ということにつきましては、事務総局の中に、若干のエコノミストを採用してやっていただいておりますが、合わせても数名というのが実態でございます。

それに比べて、このCPRCの場合には、そういう実際の事件ということからは切り離して、割にニュートラルといたしましょうか、独立的な立場で競争政策に関わることをいろいろな形で研究しているというやり方をとっております。そういう意味で大変ユニークでございます。

日本も欧米型にすべきかどうかというのは、御意見がいろいろあるところかとは思いますが、実際問題としては、今、言った米国、EU的なやり方を日本の公正取引委員会でやるのは、大変に難しいというのがございます。

といいますのは、エコノミストの採用にはなかなか大変苦戦をいたしているという実情がございます。今も、企業結合課で、エコノミストを公募いたしておりますけれども、なかなか優秀な方に応募していただけていないと聞いております。これは、経済学博士号を持った方々の職としての流動性が、米国と日本では相当違うからです。

米国では、FTCならFTCの経済部局でいろいろ経験し、そして実践を経た上で、大学の先生になる人もいるでしょうし、あるいはコンサルティング会社に行かれる方もあるでしょう。そういう流動性がいろいろあるものですから、職のそういうキャリアの中で、経済分析チームに入ることがありまして、そのために、お話したように、例えば40名、50名というようなPh.D.を雇用することができます。ところが、同じことは、実際問題として、今、公正取引委員会では大変に難しいということです。もちろん、事務総局の中で、実際の案件に当たって経済分析を行うことについて充実させたいと私ども思っており、努力はしておるのですが、なかなか人集めに苦労しているというのが実態としてございます。

それとは別に、この競争政策研究センター、CPRCにつきましては、所長、主任研究官、客員研究官、全て基本的には大学の先生方が、パートタイムで来ていただくというやり方をしているわけです。

大学を辞めて来ていただくのは大変難しいのですが、兼職という形で、パートタイムでやっていただくことは比較的やっていただけるということで、今、岡田所長を初めとする先生方に来ていただいてやっているということでございまして、その代わり、それらの方々については、実際

の事件の細かい情報データ等は、お見せすることはできないというやり方をやらせていただいております。

ここら辺は米国、EUとやり方が違うところがございますけれども、その代わり、逆に、一歩引いたところからニュートラルな形で見ることができるといふメリットもあるかと思っております。

私は、実はOECD競争委員会のメンバーもいたしております、前回、10月に開催されたOECD競争委員会では、競争政策の事後評価、ex-post evaluationについて、一つの大きなテーマとして議論いたしました。

このOECDの席でも、特に企業結合につきましては、このCPRCで企業結合の事後評価を3回ほどしたという話を御紹介して、CPRCでいろいろやっているのだと、公正取引委員会はこういう組織を持っているのだということを紹介したところ、海外からは、これは非常にユニークでおもしろい仕組みだというようなことをおっしゃる方が、かなりおりました。

このように、仕組みが違うのだということをもまず御理解いただいて、その中で、やれる限りのことを、CPRCでいろいろやっていただいているという状況ではございます。

それから、経済分析につきましての国際協力という意味で申しますと、定期的にそういうことを交流する場というのはありませんけれども、今、言ったOECDでもそういう話をするにはございますし、そのほかアドホックな形で、例えばどこかの当局、米国なら米国の当局が経済分析についてみんなで議論しましょうとあって、公取委にも声がかかってくる、あるいは各国にも声がかかってくる、何人か集めて一緒にみんなで議論しましょうというようなことは、アドホックなベースでは時々起きてはおります。

そういう場合には、CPRCの方に行っている場合もございますし、あるいは経済調査室に所属しているエコノミストの方に行っていることもございますし、私も委員として、かつまたエコノミストなものですから、私が参加したような例もございます。

そういうような形での交流を通じての情報の共有といいましょうか、あるいはいろいろな、分析した結果云々の話よりも、むしろメソドロジーと

してこういうのは使えますよみたいな話が多いとは思いますが、そういうようなこともやって、お互いに学んでいるという形でございます。このように、いろいろやらせていただいているところでございます。

○伊藤会長 続けて、どなたか御意見等はよろしいですか。まだ少し時間があります。

○岸井会員 時間があるということなので、一言だけお話をさせていただきます。

競争政策研究センターの研究内容について、今、小田切委員は経済学に重点を置いてお話しされていたのですけれども、私も共同研究をいつも楽しみにしていると言ったらおかしいですけれども、いろいろ参考にさせていただいているのですが、別紙1の報告書を見ますと、最近、経済分析のレポートと、各国のいろいろな法制度の比較研究を行っており2つの柱があると思っております。特に後者の比較法的な研究というのは、実際に、恐らく法を運用したりする際にも非常に役に立っているのではないかなというふうに思っております。

私に関わったものなので、一言述べさせていただきます。例えば平成25年のEU国家補助規制についての研究は、後に、公的再生支援の研究会でいろいろ報告書をまとめるときに、この共同研究は非常に役に立ち、いろいろ使わせていただいたということがありましたし、それから特に今年の例ですと、例えば、非ハードコアカルテルの違法性評価というケースですと、環境分野ですから、今、COPなんかでいろいろ自主的な取組とかというふうにやられているので、ある意味非常にタイムリーで、恐らく直接これは何か使ったということをはっきり参照するかどうかにかかわらず、いろいろな分野で今後参照されて、使われていくことになるのではないかなと思うのです。

そういう、特に最近、制度研究も重点的にやられているという点で、私はそれも非常に評価できるかなというふうに思っている次第です。

○伊藤会長 ほかに御意見等ございませんでしたら、私のほうから少し発言させていただきます。過去いろいろな公的機関の研究組織を見てきて、例えば日本銀行なんか随分前からやっていて、非常に大事だと思うのは、こういう組織の活動はどこに発信するかということです。実務の上では、恐らく中小企業の経営者とか、あるいは関係団体とか、あるいは実務家ということ

だと思うのですけれども、多分、アカデミアに近いところに対する発信は、すごく重要になってきて、それだけ業務が専門的になってきていますし、それからアカデミアは非常に国際性が強いものですから、そういう意味では、日本だけではなくて海外でもできるということで、そういう意味では、恐らく先ほどからずっと話題になっているように経済だけではなく、法律もそうだと思うのですけれども、アカデミアにしっかり発信を持つということは非常に大事だと思いますし、逆にそれが中の方々の、より専門的なスキルアップの一つの大きなきっかけになればいいかなと思うのですけれども、是非こういうのを進めていただきたいなというふうに思います。

何かほかにコメントなどございましたら、どうぞ。

○青木会員 今のアカデミアの話についてなんですが、私は、東京から九州に移動して感じるのは、やはりこういうセミナーや何かへのアクセスが非常に難しくなってきたので、国際会議などはビデオ会議などで全国に発信するといったものがあると助かるのですが、そういう計画はありなのでしょうか。

○木尾経済調査室長 現時点では、今、そういう手段はまだ用意していないので、何ができるのか、予算的な制約とか、いろいろ現実にはあると思うのですけれども、できるだけ御指摘の方向で、何ができるか考えてみたいと思います。

○青木会員 結構どの大学も、そういう受信する設備を持っていると思います。だからそれを利用していただけたら嬉しいです。よろしく願いいたします。

○木尾経済調査室長 ありがとうございます。

○伊藤会長 ほかによろしいですか。

それでは、若干時間はありますけれども、そろそろ時間もまいりましたので、本日の討議は、このあたりで終了とさせていただきたいと思います。

最後に、杉本委員長から御発言をお願いしたいと思います。

○杉本委員長 本日は、独占禁止懇話会 202 回目の会合ということで、お忙しい中、参集していただきまして、また、大変貴重な意見をいただきまして、ありがとうございました。

本日は、東アジアにおける競争政策、テレビ番組制作についての報告、それからCPRC、競争政策研究のための活動について御議論いただいた

わけでございますが、今回の議題を通じて、今、大変重要な課題になっているのは、変化する経済社会に対して、競争政策上どのように対応していくかということではないかと思っております。

一つは、今日、御報告いたしましたように、国際化という動きでございまして、先般、TPPの大筋合意がありました。合意には競争章がありまして、TPPという市場内で、公正かつ自由な競争を確保するために競争政策を執行していかなければいけない、ということが、ますます重要な課題になっていくわけでございます。

TPPのみならず、バイのEPA、FTA等でも、必ず競争章がございまして、競争政策の執行、即ち、公正かつ自由な市場をその域内で確保できるようにするということが、課題として明記されているわけでございます。

私どもは、御紹介しましたように、マルチのフォーラムとしてICNとかOECDとかがございまして、バイの枠組みにおいても諸外国と意見交換しながら執行について相談しております。こういうことを通じまして、企業活動が国境を越えて、国際化する中で、競争政策の適用も国際的にやらなければいけないということであり、ある意味では、国際的な規範のコンバージェンスを目指さなければいけないということと考えておきまして、その点については、世界的な経済政府、世界統一政府というのはないので、一律にというわけにはいかないのですけれども、各国との協議を通じて、競争規範のコンバージェンスということも目指していかなければならないと考えているところでございます。

他方、独占禁止法の執行、即ち競争政策の執行というのは、各国の主権に属するところでございますので、エンフォースメントの仕方というのはそれぞれ結構、異なっております。米国では司法手続でやっておりますし、EUでは加盟国競争当局との関係とかいろいろありますし、課徴金の水準につきましても、日本と米国、EUとではかなり大きな差がございまして、今日、御指摘ございましたような国際的に執行するに際して、課徴金、罰金の調整というようなことも、今後、考えていかなければならない課題であることも確かだと思っております。

もう一つは、経済のデジタル化に対して、競争政策がどう対応するかということも重要な課題だと思っております。いろいろなビジネスモデル、例えばプラットフォーム化したビジネスモデルがどんどんこれから出てくるということでございますし、現実にもそういうものが非常に多くなっていることとございます。そういったものにおいては、ネットワーク効果というものも見られます。そうすると、どういった観点から競争が消費者に利益を及ぼすのかということ念頭に置きながら、競争政策の立場からどういうふうにデジタル化における競争政策の適用ということを考えていくかということも非常に重要だと思っております。

その面で、今日もございましたようなテレビ制作だとか、ジェネリックの問題とか、いろいろありますけれども、知財をどういうふうに適用するかということと競争政策の上で考えていくかということも、非常に重要な課題になってくると思っております。

私どもの仕事は、自由かつ公正な競争環境をしっかりと守っていく、競争秩序を確保していく、市場インフラを確保するというところでございますが、そのためには、反競争的な行為を摘発していくということですが、同時に、こういうものは反競争的行為であり、やっては駄目なのだということを、事前にお知らせして予防していくことも非常に重要な仕事だと思っております。

そういう意味で、いろいろな研究等もいたしまして、競争環境を保持するためには、こういう活動は反競争的だということを世の中に示していった、それを守っていただくということも必要なことだと思っておりますので、そういったことで、今後とも競争政策の執行に努めていきたいと思っております。

今日、いろいろと重要な意見をいただきましたので、そういった御意見も踏まえまして、これから執行に励んでいきたいと思っております。

今日はどうもありがとうございました。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは今回、これにて閉会とさせていただきます。

次回会合の議題等につきましては、追って事務局から連絡を差し上げた

いと思います。

どうも長時間、御議論ありがとうございました。